令和６年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和７年１月１日から同年３月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１９件（２１名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［２］ | ２［２］ | ４［６］ | ２［０］ | ９［１０］ |
| 支援学校 | ０［１］ | ２［１］ | ３［４］ | ０［０］ | ５［ ６ ］ |
| 中学校 | １［０］ | ０［２］ | ２［２］ | ３［０］ | ６［ ４ ］ |
| 小学校 | ０［２］ | ０［０］ | １［１］ | ０［０］ | １［ ３ ］ |
| 合　計 | ２［５］ | ４［５］ | １０［１３］ | ５［０］ | ２１［２３］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ０［３］ | ３［４］ | ５［５］ | ４［０］ | １２［１２］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | １［０］ | ５［７］ | ０［０］ | ６［ ７ ］ |
| 公務外非行関係 | ２［２］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ２［ ２ ］ |
| 管理監督責任 | ０［０］ | ０［１］ | ０［１］ | １［０］ | １［ ２ ］ |
| 合　計 | ２［５］ | ４［５］ | １０［１３］ | ５［０］ | ２１［２３］ |

（１）一般服務関係…１１件（１２名）

①体罰等…４件（４名）

ア　府立高等学校　男性講師（６８歳）『戒告』

令和６年１２月２日、実習中に私物のスマートフォンを見ていた生徒を注意した際、当該生徒の胸ぐらをつかんで怒鳴りつつ、生徒を壁際や黒板に押し付ける体罰を行った。

［管理監督責任］

校　長（６０歳）　厳重注意

　　　イ　市立小学校　男性教諭（３９歳）『減給３月』

　　　　　　令和７年２月５日、授業前に教室で、宿題忘れなどをした被害児童らを指導する際、当該児童らを教卓代わりに使っている児童机の前に並ばせて「ええ加減にしてくれ」等と怒鳴り、その児童机を前に押した。その結果、机が児童側に転倒し、被害児童の左足甲にあたって全治２か月の怪我（骨折)を負った。

［管理監督責任］

校　長（５２歳）　厳重注意

ウ　府立高等学校　男性講師（７３歳）『減給１月』

　　　　　　令和７年１月２０日、教室に遅れて入ってきた被害生徒が、自席に座るため講師の前を通った際、講師の顔にむけてボクシングの真似をしたことを指導するため、左手で被害生徒の髪の毛を掴んで引っ張り、右腕で頭を抱えるなどした。また、その後、別の教諭に連れられて廊下に出ていた被害生徒に再度、左手で被害生徒の髪の毛を掴んで引っ張るなどの体罰を行った。

［管理監督責任等］

校　長（６０歳）　厳重注意

エ　市立中学校　男性教頭（４１歳）『減給１月』

　　　　　　平成２４年当時に教諭として勤務していた中学校で、授業中に男子生徒が口笛を吹いたことを指導する際、怒鳴って左手で男子生徒の左肩を押して椅子ごと転倒させたほか、校則に反して休み時間中に廊下でジュースを飲んでいた女子生徒を指導する際、右手で女子生徒の左頬を平手打ちする体罰を行った。

　　　　　　また、クラス担任していた３年生の女子生徒に自身の携帯番号を教え、その後、女子生徒の頼みに応じて、勤務終了後に車で生徒の自宅近くの駐車場に行き、２人で話をするなど不適切な言動を行った。

②生徒への不適切な言動等…１件（１名）

ア　府立支援学校　男性教諭（３２歳）『減給６月』

　　　　令和６年５月から６月にかけて、指導中に、生徒に対し大声で叱るなどの不適切な言動を行った。

　　　　また、令和５年１月から令和６年６月までのうち計１０か月間、公共交通機関を利用する通勤認定を受けているにもかかわらず、車や自転車を使用する認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　　　　さらに、令和５年１０月から令和６年６月の間において、計４回にわたり特別休暇の虚偽申請を行い、休暇を計６日２時間１５分を不正に取得した。

［管理監督責任］

准校長（５１歳）　厳重注意

③生徒へのセクハラ…２件（２名）

ア　市立中学校　男性教諭（２７歳）『戒告』

　令和６年６月から１０月にかけて、女子生徒に対し、複数回にわたり、脇腹を指やペンでつつく、腕や肩を掴む、脇腹をくすぐるなどした。

［管理監督責任］

校　長（６３歳）　厳重注意

イ　府立高等学校　男性教諭（２９歳）『戒告』

　　担当する女子生徒に対し、令和５年１０月から令和６年８月にかけて、複数回にわたり、腹部や腕、肩に触れるなどしたほか、脇腹を指でくすぐる、鎖骨付近にテープを貼るなどした。

［管理監督責任］

校　長（６１歳）　厳重注意

④教職員へのセクハラ…１件（１名）

ア　府立高等学校　女性実習助手（６０歳）『減給６月』

　令和５年５月から令和６年５月にかけて、同僚教員に対し、複数回にわたり私的メッセージを書いた付箋を机に貼る、携帯に電話するなどしたほか、拒否されたにもかかわらず、何度もショートメッセージを送るなどした。

その他、令和６年４月に電車を利用する通勤認定を受けたにも関わらず、学校に無断で、複数回にわたり、車通勤や経路途中からバスを利用する認定外通勤を行った。

⑤欠勤…１件（１名）

ア　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『停職１月』

　　　令和５年３月１８日から２１日までの予定で米国旅行に出かけたものの、予定通り帰国せず、３１日に帰国した結果、勤務日のうち７日と６時間を欠勤した。

⑥職務専念義務違反…１件（１名）

ア　市立中学校　男性教諭（４５歳）『戒告』

　　　平成３０年４月から令和６年９月までの間、勤務時間中に校舎内の更衣室、教科準備室及び学校周辺の公園等において、合計８５２回、９３時間２９分喫煙を行った。

［管理監督責任］

校　長（６３歳）　厳重注意

前校長（６１歳）　厳重注意

前校長（５４歳）　厳重注意

⑦生徒画像の不正使用…１件（２名）

ア　府立支援学校　男性教諭（３５歳）『停職３月』

府立支援学校　女性教諭（２９歳）『停職１月』

　　　令和４年４月から令和５年２月までの間において、複数回にわたって、私物のスマートフォンで生徒を無断撮影したほか、それら写真を不適切に加工するなどして、互いにＳＮＳで送り合った。

［管理監督責任］

前准校長（５２歳）　厳重注意

（２）公金公物関係等…６件（７名）

　　①通勤手当の不正受給等…５件（６名）**※管理監督責任１件含む**

ア　府立高等学校　男性教諭（３２歳）『減給３月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、自動車での認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　 また、学校での聞き取りに対し虚偽の報告を行った。

イ　府立高等学校　女性講師（４７歳）『減給１月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、許可を得ずに自動車や自転車による通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

ウ　市立中学校　男性教諭（２３歳）『減給６月』

　　　バスと電車を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、自宅から勤務校までをバイクによる認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。また、管理職や同僚教員から認定通りの方法で通勤するように繰り返し指導を受けたにもかかわらず、聞き入れずに認定外通勤を続けるなどした。

［管理監督責任］

前准校長（４６歳）　訓告

教　　頭（５２歳）　戒告

エ　府立支援学校　女性教諭（５６歳）『減給１月』

　　　バスと電車を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、自宅から勤務校までを親戚の車の送迎による認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

オ　府立支援学校　女性教諭（２３歳）『減給１月』

　　　バスと電車を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、バスを利用せず、その区間を家族に車で送迎してもらう認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　　②定時制通信教育手当の不正受給…１件（１名）

ア　府立高等学校　男性教頭（６１歳）『停職６月』

　　　定時制及び通信制に勤務していた令和３年４月から令和６年８月までの間において、休日に学校に行った日のうち、少なくとも１３日(１３回)については、後日に、実際とは異なる虚偽の出退勤時刻を記録するなどして長時間の勤務をしたように見せかけ、定時制通信教育手当の計１５，６００円を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（６２歳）　訓告

（３）公務外非行…２件（２名）

①窃盗等…２件（２名）

ア　市立中学校　男性教諭（２６歳）『懲戒免職』

　　　　　　令和７年２月９日、市内で開催されたバスケットボールサークルに参加し、他の参加者の練習中に、コート脇にあった他人のジャケットに入っていた財布からクレジットカード２枚を盗んだ。そして、その盗んだクレジットカードを使って、スマートフォンを２台を購入した。

イ　府立高等学校　男性技師（６４歳）『懲戒免職』

　　　　　　令和６年１２月１日、勤務当番のため駅から勤務校へ向かう途中、被害者宅の前に停められていた自転車の前かごに入ったトートバックを盗んで持ち去った。そして、学校に着いた後に中身を確認したところ、トートバックの中に金銭等がないと知り、そのまま廃部予定の運動部の部室のゴミ箱に捨てた。

３　府教委の主な取組み

　○　令和７年３月、児童・生徒に対するわいせつ行為、生徒への人権侵害等に加え、窃盗、暴行等の公務外非行や、手当の不正受給に係る事案が依然として後を絶たないことから、不祥事の防止・根絶に向け、教職員一人ひとりが、公務内外を問わず日頃から自分自身の意識や行動を見つめなおすための「不祥事防止ガイドブック」を作成するとともに、校内研修資料「不祥事防止に向けたワークシート集」を改訂し、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教職員人事主管部（課）長あてに、教職員に対して、これまで以上に不祥事防止への意識や倫理観の醸成を図り行動するよう指導を徹底することや、ガイドブック等を活用した校内研修を行うなど、指導・監督に万全を期すよう通知した。

　○　令和７年度「小学校初任者研修」、「中学校初任者研修」、「府立学校初任者研修」、

「新規採用者研修」において、服務等の理解を通して公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和７年４月４日からWeb配信方式により実施）。

○　令和７年度「小・中学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向け

て、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示する（令和７

年５月１日実施予定）。

○　令和７年度「小・中学校新任教頭研修」において、教職員の不祥事根絶に向け

て、所属教職員を管理・監督する校長の補佐を十分担うよう指示する（令和７

年５月８日実施予定）。

○　令和７年度「府立学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示する（令和７年６月１１日からWeb配信方式により実施予定）。

○　令和７年度「府立学校新任教頭研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員を管理・監督する校長の補佐を十分担うよう指示する（令和７年６月１８日からWeb配信方式により実施予定）。